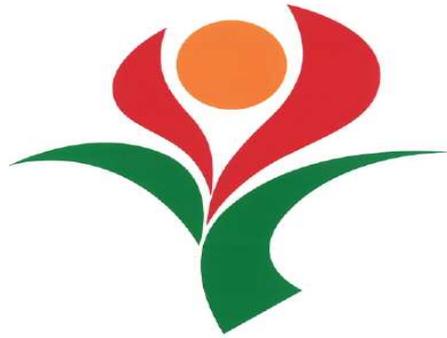


令和5年度

# 教育委員会に関する事務の管理及び執行 の状況の点検・評価報告書



「豊かな自然の中でみんなが創る笑顔輝く元気なまち」

令和6年3月

曾於市教育委員会

## はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正により、平成20年4月から、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表する必要があります。

このため、本市教育委員会では、「教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図る」ため、学識経験者、保護者、関係団体で構成する「曾於市教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員会」を設置し、教育委員会の事務の管理・執行状況について、毎年点検及び評価を実施しています。併せて、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、市のホームページで公表しています。

点検及び評価の具体的な項目や指標については、国で項目等は定めず、各教育委員会が、その実情を踏まえて決定し、議会や地域住民の意見を受けて改善を図ります。

本報告書は、効果的な教育行政の推進と市民への説明責任を果たすため、法第26条の規定に基づき、令和5年度に実施した施策及び施策を構成する事業に係る事務の管理・執行状況についての点検及び評価を行ったものです。

曾於市教育委員会は、この点検及び評価の実施を通じて、施策の効果の検証と改善（PDCAサイクルの確立）を図りながら、教育環境を整備・充実するとともに、教育施策を着実に推進していきたいと考えていますので、皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和6年3月

曾於市教育委員会

### 曾於市教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員会委員

No.	役職名	区 分		氏 名
1		財部地区	行政経験者	坂元 美千代
2		末吉地区	保護者	池田 眞由美
3	副委員長	大隅地区	校長経験者	森田 永寛
4	委員長	大隅地区	小学校PTA会長	比良 淳也
5		学識経験者	南九州大学教授	早川 純子

## 目 次

1	教育委員会の活動状況について	
(1)	教育委員の状況	P 3
(2)	教育委員会の会議の開催状況	P 3
(3)	教育委員会委員の活動の概要について	P 7
(4)	成果と課題	P 9
2	教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書	
(1)	点検・評価の流れについて	P 9
(2)	評価の方法について	P 10
(3)	点検・評価項目について	P 11
	<u>◎ 点検・評価報告書</u>	
	□ 教育総務課実施事業	
	① 岩川小学校改築事業	P 13
	□ 学校教育課実施事業	
	② 教育相談員配置事業	P 15
	□ 生涯学習課実施事業	
	③ 曾於市青少年育成市民会議事業	P 17
3	参考資料	
	資料 1 点検・評価に係る経過	P 19
	資料 2 曾於市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況 の点検及び評価の実施に関する規則	P 20

1 教育委員会の活動状況について

(1) 教育委員の状況

ア 令和6年3月1日現在の委員数 5人（男性3人，女性2人）

イ 現教育委員

職名	氏名	委員任期	備考
教育長	中村 涼一	R2.6.26～R6.6.25	①
職務代理者	川畑 和徳	R4.10.5～R8.10.4	③
委員	長野 かおり	R3.12.27～R7.12.26	③
委員	地主園 栄美子	R5.10.5～R9.10.5	②保護者
委員	米澤 敬昭	R2.12.27～R6.12.26	①

注 備考欄の丸数字は，期数を表す。

(2) 教育委員会の会議の開催状況

ア 開催回数

(ア) 令和5年度（令和5年）

① 定例会 12回（12回）

② 臨時会 2回（1回）

イ 定例教育委員会及び臨時教育委員会での議案件数

(ア) 令和5年度（令和5年）

① 議案 59件（46件）

② 報告 34件（30件）

ウ 会議録の作成方法

録音による会議録作成

エ 定例教育委員会及び臨時教育委員会における主な審議内容

区分	開催日	付議案件等
令和5年 第4回(4月) 定例会	R5.4.13	1 議案 (1) 曾於市文化財の指定解除について 2 報告 (1) 教育委員会事務局職員の人事異動について (2) 就学指定変更の申し立てについて (3) 区域外就学の願い出について (4) 区域外就学の届出について (5) 教育委員会による後援，共催について
第5回(5月) 定例会	R5.5.10	1 議案 (1) 令和5年度一般会計補正予算(第3号)について(教育費)

区分	開催日	付議案件等
		2 報告 (1) 就学指定変更の申し立てについて (2) 区域外就学の願い出について (3) 教育委員会による後援, 共催について
第6回(6月)定例会	R5. 6. 14	1 議案 (1) 曾於市立小学校スクールバス運行管理規則の一部改正について (2) 曾於市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について (3) 令和4年度教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について (4) 附属機関に係る委員の任命又は委嘱について 2 報告 (1) 区域外就学の願い出の協議について (2) 教育委員会による後援について
第7回(7月)定例会	R5. 7. 12	1 報告 (1) 教育委員会による後援について (2) 区域外就学の願い出の協議について (3) 就学指定変更の申し立てについて
第1回臨時定例会	R5. 7. 20	1 議案 (1) 令和6年度使用教科書(小学校)採択について
第8回(8月)定例会	R5. 8. 10	1 議案 (1) 令和5年度一般会計補正予算(第5号)について(教育費) (2) 工事請負契約の締結について (3) 工事請負契約の締結について (4) 工事請負契約の締結について (5) 工事請負契約の締結について (6) 曾於市学校給食センター給食調理業務等委託プロポーザル審査委員会設置要綱の制定について (7) 附属機関に係る委員の任命又は委嘱について (8) 曾於市歴史民俗資料館及び郷土館の設置及び管理に関する条例の一部改正について 2 報告 (1) 区域外就学の願い出の協議について (2) 就学指定変更の申し立てについて
第9回(9月)定例会	R5. 9. 11	1 報告 (1) 教育委員会による後援について (2) 就学指定変更の申し立てについて

区分	開催日	付議案件等
		(3) 財部郷土館資料の一部廃棄について
第10回(10月) 定例会	R5. 10. 10	1 報告 (1) 就学指定変更の申し立てについて (2) 区域外就学の願い出の協議について (3) 教育委員会による後援について
第11回(11月) 定例会	R5. 11. 10	1 議案 (1) 令和5年度一般会計教育費補正予算(第8号)について 2 報告 (1) 教育委員会による後援等について (2) 区域外就学の終了の届出について (3) 就学指定変更の申し立てについて
第12回(12月) 定例会	R5. 12. 11	1 報告 (1) 財産の取得について (2) 曾於市育英奨学資金貸与条例施行規則の一部改正について (3) 曾於市立末吉小学校改築設計業務プロポーザル審査委員会設置要綱の制定について (4) 曾於市小規模校入学特別認可制度に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について (5) 曾於市コミュニティセンターの設置及び管理に関する規則の一部改正について (6) 曾於市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について (7) 曾於市立末吉小学校改築基本計画の策定について (8) 附属機関に係る委員の任命又は委嘱について 2 報告 (1) 教育委員会による後援について (2) 区域外就学の願い出の協議について
令和6年 第1回(1月) 定例会	R6. 1. 10	1 議案 (1) 第3次子ども読書活動推進計画について (2) 曾於市社会教育委員条例の一部改正について 1 報告 (1) 教育委員会による後援について
第2回(2月) 定例会	R6. 2. 13	1 議案 (1) 曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例の一部改正について (2) 曾於市曾於高等学校総合支援対策事業実施条例施行

区分	開催日	付議案件等
		<p>規則の一部改正について</p> <p>(3)曾於市立中学校スクールバス運行管理規則の一部改正について</p> <p>(4)曾於市就学援助規則の一部改正について</p> <p>(5)曾於市教職員住宅条例の一部改正について</p> <p>(6)曾於市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について</p> <p>(7)曾於市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について</p> <p>(8)曾於市立学校給食センター運営要綱の一部改正について</p> <p>(9)曾於市教育センター規則の一部改正について</p> <p>(10)曾於市適応指導教室設置要綱の一部改正について</p> <p>(11)曾於市スクールガード・リーダー設置要綱の制定について</p> <p>(12)曾於市教育支援センター等通学支援事業補助金交付規則の制定について</p> <p>(13)曾於市立学校部活動地域移行モデル事業設置要綱の制定について</p> <p>(14)曾於市地区運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について</p> <p>(15)生涯学習のまちづくり推進事業補助金交付規則の一部改正について</p> <p>(16)文化施設運営委員会設置条例の廃止について</p> <p>(17)曾於市地区公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について</p> <p>(18)曾於市地区公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について</p> <p>(19)曾於市社会教育関係団体補助金交付要綱の一部改正について</p> <p>(20)令和5年度一般会計補正予算(第11号)について(教育費)</p> <p>(21)令和6年度一般会計当初予算について(教育費)</p> <p>2 報告</p> <p>(1)教育委員会による後援について</p> <p>(2)就学指定変更の申し立てについて</p> <p>(3)区域外就学の願い出の協議について</p> <p>(4)区域外就学の届け出について</p>
第1回 臨時定例会	R6. 3. 10	<p>1 議案</p> <p>(1)令和6年度 鹿児島県教職員の定期人事異動に関する内申について</p>

区分	開催日	付議案件等
第3回(3月) 定例会	R6. 3. 11	<p>1 議案</p> <p>(1) 曾於市教育委員会規則で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規則の制定について</p> <p>(2) 曾於市教育委員会告示で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する告示の制定について</p> <p>(3) 曾於市教育委員会訓令で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する訓令の制定について</p> <p>(4) 曾於市中学校各種大会出場費補助金交付要綱の一部改正について</p> <p>(5) 曾於市立中学校生徒遠距離通学費補助金交付規則の一部改正について</p> <p>(6) 曾於市教育委員会規則の読点の表記を改める規則の制定について</p> <p>(7) 曾於市教育委員会告示の読点の表記を改める告示の制定について</p> <p>(8) 曾於市教育委員会訓令の読点の表記を改める訓令の制定について</p> <p>(9) 附属機関に係る委員の任命又は委嘱について</p> <p>2 報告</p> <p>(1) 教育委員会による後援について</p> <p>(2) 就学指定変更の申し立てについて</p> <p>(3) 区域外就学の願い出の協議について</p> <p>(4) 区域外就学の届け出について</p>

オ 会議運営上の主な工夫

- ① 議案，報告とは別に「その他」の項目を加え，その時々にあった課題について協議した。
- ② 定例会の会議後を使って，委員だけで自主研修を開催した。
- ③ 定例会後に講義や研修を行った。

(3) 教育委員会委員の活動の概要について（令和5年度）

ア 計画学校訪問（教育事務所合同訪問含む）

- |                |       |
|----------------|-------|
| ① 岩川小学校・大隅中学校  | 5月11日 |
| ② 末吉小学校・財部南小学校 | 5月16日 |
| ③ 中谷小学校・財部小学校  | 5月23日 |

④	大隅北小学校・笠木小学校	6月1日
⑤	岩北小学校・岩南小学校	6月6日
⑥	末吉中学校・高岡小学校	6月14日
⑦	菅牟田小学校・月野小学校	6月19日
⑧	諏訪小学校・光神小学校	7月4日
イ 関係者との意見交換会		
①	総合教育会議	7月12日
		10月30日
②	市P連の集い	12月2日
ウ 自主研修，施設研修，事業視察等		
①	自主研修会 熊本県山鹿小学校視察研修	7月27日
	曾於市教育センター「豊かな学び」研修会	10月6日
	学校教育課事業について	1月10日
②	施設研修 大隅学校給食センター試食	5月11日
		6月1日
		6月19日
	末吉学校給食センター試食	6月6日
		7月4日
	財部学校給食センター試食	5月16日
		5月23日
エ 各種研修への参加		
①	第1回曾於市校長研修会	4月13日
②	市町村教育委員会連絡協議会幹事会	4月18日
③	市町村教育委員会連絡協議会総会	5月12日
④	市町村教育委員会委員研修会	7月25日
⑤	曾於地区教育協議会管外研修	8月3日～8月4日
⑥	市町村教育委員会研究協議会	12月21日
⑦	市教育センター研究実践発表会	2月16日
オ 各種行事への参加		
①	運動会・体育大会・入学式・卒業式等	
②	転入新任教職員宣誓式	
③	カヌー大会・子どもフェスタ・健康づくり駅伝大会・はたちの集い・ 吉井淳二記念大賞展授賞式・かごしま国体等	
④	高岡小学校閉校式	

#### (4) 成果と課題

ア 当面する課題等については、内容の充実した資料等によりよく説明され、判断もしやすかった。

イ 定例会終了後に、テーマを定め市内小中学校の現状等を中心に、教育行政全般に係る学習を行い、教育委員としての資質向上を図ることができた。

ウ 議案については、審議内容を深めることと議事進行を早くするために、事前配布を徹底するように努めた。

エ 移動教育委員会や自主研修会を、積極的に開催する。

## 2 教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書

### (1) 点検・評価の流れについて

#### ア 点検及び評価の視点

点検・評価に当たっては、次の3つの視点により進めた。

##### (ア) 市民等の視点

市民やサービスの受け手、関係する企業や団体などの公的サービスに対するニーズの多様化や変化を的確に把握し、迅速に対応できているか、市民等の視点に立って仕事のあり方を見直す。

##### (イ) コスト削減の視点

事業費や従事する職員の人件費などの経費を含めて全体経費を把握し、効率的・効果的な執行が図られているかどうかを点検する。

##### (ウ) 職場活性化の視点

職員が自らの仕事のあり方について評価することで、仕事を客観的に見つめ直し、コスト意識やサービス精神の改善につなげるとともに、一人一人が組織目標を常に考え、柔軟で効率性を考えた取組を進める。

#### イ 点検・評価シートの活用による内部評価・点検の実施

施策等の成果を分析・検証するために点検・評価シート（点検・評価規則様式第1号）を作成した。

#### ウ 点検・評価シートを用いた外部評価の実施

主務課長が作成した点検・評価シートによる内部評価に対して客観的な意見を述べてもらった。

#### エ 点検・評価報告書の作成

点検・評価シートにより内部評価及び外部評価をとりまとめ、教育委員会の会議に付議し、市議会（文教厚生常任委員会を經由して）に提出するために、点検・評価報告書（点検・評価規則様式第2号）を作成した。

(2) 評価の方法について

ア 点検・評価の概要

- (ア) 点検・評価シートの事業名、事業の概要、事業コスト、実績と成果などの基本情報などの基本情報を記入
- (イ) 評価項目の各着眼点の評価理由・説明等の記入(評価点1～4の選択)
- (ウ) 総合評価及び評価を踏まえた事業の課題を記入
- (エ) 外部評価の実施

- ① 評価項目の評価点の記入
- ② 点検・評価に関するコメントの記入

イ 項目別評価

点検・評価シートを用いて事業の成果を測定するとともに課題を把握し、より良い事業の展開に向けた改善へとつなげていくため、以下の4つの評価項目について、8つの着眼点により評価を行った。

① 評価項目等の一覧

評価項目		項目の説明	着眼点(各4点満点)
1	適 応 性	現在の市民ニーズや社会経済情勢に照らして、事業の必要性があるかどうか、状況の変化に対応しているかどうかを評価する。また、必要な場合でも、市が行う必要があるのか、他の実施主体は考えられないのか、役割分担は適切かどうかを評価する。	① 市民ニーズや社会経済情勢の現状に適しているか。
			② 事業を市が行う必要性があるか。
2	有 効 性	目的を達成するために最も効果的な手法、内容、実施水準となっているか、他の方法がないかを評価します。また、この事業は施策や運営方針、その他本市で策定した各種計画・プラン・指針等の目的の実現のどの程度寄与しているかを評価する。	③ 事業の目的に照らして効果的な手法か。
			④ 施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。
3	度 目 標 達 成	これまでの経過や他市の水準などと比較して、目標の設定水準が適切かどうか、事業の目的を達成するために最適な目標かどうかを評価します。併せて、その目標の達成状況を評価する。	⑤ 目標の水準は適切か。
			⑥ 計画通りに目標を達成できたか。
4	効 率 性 性	事業のコストがかかり過ぎていないか、最小の軽費で最大の効果を発揮しているか、無駄がないかなど、経済性の面から評価する。また、事務作業に無駄がないか、更なる効率化が図られないかを評価する。	⑦ コストは縮減しているか。
			⑧ 事務は効率的に行われているか。

② 着眼点の評価

着眼点評価	着眼点に即した取組
4	十分できている
3	できている
2	あまりできていない
1	できていない

## ウ 総合評価

評価項目の得点を合計し、100点満点に換算して、ランクを5段階で表示するので、以下のランクを参考に、複数の評価項目に関連するコメント、課題・問題点について総合的な評価を行った。

### 総合評価のランク

ランク	評価点	内 容
A	86以上	優れた取組が多く、十分成果が上がっている。
B	71～85	優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている。
C	56～70	一定の成果は上がっているが課題もあり、更なる取組によって上位を目指す必要がある。
D	41～55	成果が十分に上がっておらず、改善の余地が多く、更なる改善が必要である。
E	40以下	成果がほとんど上がっておらず、抜本的な見直しが必要である。

### (3) 点検・評価項目について

教育委員会では、「曾於市教育行政の基本理念」に基づき、平成28年度においては7の重点施策を柱として、45項目に分類し、諸施策・事業を総合的に推進している。

今年度の点検・評価にあっては、次の3つの主要事業について点検・評価を行うものとする。

**\* 事業項目**

**教育総務課実施事業**

- 1 岩川小学校改築事業

**学校教育課実施事業**

- 2 教育相談員配置事業

**生涯学習課実施事業**

- 3 曾於市青少年育成市民会議事業

点検・評価報告書

項目	岩川小学校改築事業
----	-----------

事業年度	H30～R4年度	事業番号	561578	事業名	岩川小学校改築事業
------	----------	------	--------	-----	-----------

判 定			
総合 ランク	評 価 項 目		
	A  (94)点	適応性	4
4			事業を市が行う必要があるか。
有効性		4	事業の目的に照らして効果的な手法か。
		4	施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。
A  (94)点	目標 達成度	4	目標の水準は適切か。
		4	計画どおりに目的を達成できたか。
	経済性 効率性	2	コストは縮減しているか。
		4	事務は効率的に行われているか。

事業の概要 (目的, 内容等)	<p>【目的】 岩川小学校校舎や屋内運動場，プール等の老朽化や，校舎が危険・不適格建物であることから，新たに小学校施設を旧岩川高等学校跡地に整備し，児童の安全確保と学校教育の充実を図る。</p> <p>【事業内容】 移転先である旧岩川高等学校の校舎等解体から敷地の造成等整備，新校舎・付属建物やプールの建設，利活用の旧岩川高等学校体育館の改修工事を行う。 また，旧岩川小学校の利活用建物以外の建物・プール等の解体や敷地の整備を行う。</p>
事業の実績 及び成果	令和4年度から，新校舎にて運用開始し，児童の安全及び学校教育の充実が図られている。
事業の課題等 取組の方向性	懸念事項として，旧岩川高等学校の体育館を利活用しており，内装については改修工事を行ったが，外壁・屋根についてはそのまま活用しているため，今後，老朽化に伴う改修等が必要になってくる。

※ 外部評価委員会委員による評価，意見

市の政策のもと，住民の意見，教職員の意見も盛り込み，計画的に将来の統合や災害時の避難場所等としての利用も考慮されている点，児童の安全面や教育設備が整備された環境により，学校教育の充実が図られている点，高校の跡地が有効活用された点や，教室と廊下の間の仕切り部分が移動することで一つのオープンスペースとして利活用でき，使い訳す，安全で充実した授業を受けられるよう工夫されていること等は高く評価できる。

パンデミックや国際情勢の影響により，建築資材等の高騰も懸念されたが，体育館は旧岩川高校のものをリノベーションするなどの工夫もあり，コスト削減も考えられている。校舎に砂が入り込んだり，結露が目立つ点，少し緑が不足している点など，課題の解決も必要。

※ 教育委員会委員による評価

児童の安全確保と学校教育の充実を図るため，老朽化した校舎が場所も新たに改築され，新校舎となって最新の教育設備が整備された。明るくきれいになって，児童が安心して学べる教育環境が整ったのは大変喜ばしい。旧岩川高校跡地を再利用したため運動場が校舎から遠く段差がある。しかし段差を解消する工夫や校舎に近い中校庭を設置するなど工夫がなされている。そして，新しい教育環境の中で児童が生き生きと活動しながら，教児一体となって新しい伝統を築こうとしている。そのような中で，既に壊された設備や安全を度外視した行為でけがをする事故等が起きている。教育委員会事務局は，施設設備や施設管理の在り方を検討・改善し，学校は生徒指導や安全指導の充実を図って，更なる児童の安全確保と教育環境の充実を図ってほしい。小学校にしては広大な敷地面積なので，今後の維持管理には行政の支援も必要になると考える。改築して終わりではなく，改善が望まれる点などをヒアリングし，長期的にどのようにしていくか（体育館の改修も含め）計画してほしい。

点検・評価報告書

項目	教育相談員配置事業
----	-----------

事業年度	令和5年度	事業番号	561573	事業名	教育相談員配置事業
------	-------	------	--------	-----	-----------

判 定			
総合 ランク	評 価 項 目		
	A  (94)点	適応性	4
4			事業を市が行う必要があるか。
有効性		4	事業の目的に照らして効果的な手法か。
		4	施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。
A  (94)点	目標 達成度	4	目標の水準は適切か。
		4	計画どおりに目的を達成できたか。
	経済性 効率性	2	コストは縮減しているか。
		4	事務は効率的に行われているか。

事業の概要 (目的, 内容等)	<p><b>【目的】</b> 「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」「適応指導教室相談員」を配置し，児童生徒や保護者を対象に，学校や家庭におけるさまざまな不安や悩みについて相談活動を行うことで，児童生徒の健全育成や家庭の子育てを支援する。</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>(1) スクールカウンセラー配置事業（1,304,000） 児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有する者等が，悩みを持つ児童生徒及び保護者並びに教師にカウンセリングを実施するとともに，関係機関と連携し，心理的課題の解決や不登校の未然防止を図る。</p> <p>(2) スクールソーシャルワーカー活用事業(4,150,000) いじめや不登校等生徒指導上の課題に対応するため，社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて，児童生徒の置かれた様々な環境の問題へ働きかけて支援を行い，教育相談態勢の整備・充実に努める。</p> <p>(3) 適応指導教室指導員配置事業(4,624,000) 適応指導教室開設のため，指導員を設置し，対象児童生徒の学校復帰を支援するとともに，教育相談にも対応することで，学校と家庭をつなぎ，問題解決を行う。</p>
--------------------	---

事業の実績及び成果	スクールカウンセラーによる児童生徒へのカウンセリングの実施又は教職員及び保護者に対し助言・援助を行うことで、児童生徒の問題行動等の解決や未然防止が図られている。さらにスクールソーシャルワーカー等との連携により、児童生徒に影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に働きかけることで、市における教育相談態勢の整備・充実が図られる。
事業の課題等取組の方向性	近年、相談件数の増加により、個別に支援を行う時間が不足している。この不足により支援が十分に行えず、課題を抱えたままの状態が継続したケースもあり、活動時間を増やす必要を感じている。

※ 外部評価委員会委員による評価，意見

<p>学校の集団生活において行き詰まりを感じている子どもたちに、第三の居場所を提供する取り組み、不安や悩みを抱える児童生徒の増加傾向に対応するため、SSWや相談員の増員を図り、実態を踏まえた対応を具体的に実践している点が大変良い。</p> <p>経済的な困窮から、保護者と子供の接触時間が不足し、家庭での教育力低下等も生じるので、福祉課などとも連携をとり、親力を経済金銭的と教育両面から向上させ、支援することが必要と考える。</p> <p>相談件数が増加する一方で、活動時間の不足など、十分な支援が行えないことは大きな課題であり、コスト縮減よりも、支援員の配置を増やしていく等、もっと活動支援の時間・日数を増やせるような取り組みをしてほしい。</p>
---

※ 教育委員会委員による評価

<p>成長過程にある児童生徒の不安・悩みやいじめ・不登校等の生徒指導上の課題に対応するには、児童生徒に寄り添った細やかな支援が必要である。教育相談事業は専門的な知識や経験を持つ人材「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」「適応指導教室相談員」が配置され、児童生徒や保護者及び教職員に対して助言・援助が行われ、徐々に成果を上げている。全ての児童生徒の教育を受ける権利を保障するためにも、学校や各種の専門職の連携を図るなど、教育相談体制の整備・充実に努めてほしい。専門知識の人材の必要性は高いので、単なる相談だけにとどまらず、必要関係機関と連携して困り感を抱える児童生徒をサポートできるところが評価できると思う。十分なサポートができるよう、各相談員の活動時間をもっと増やせたら良いと思う。</p>
---

点検・評価報告書

項目	曾於市青少年育成市民会議事業
----	----------------

事業年度	令和5年度	事業番号	41100	事業名	曾於市青少年育成市民会議事業
------	-------	------	-------	-----	----------------

判 定			
総合 ランク	評 価 項 目		
	D  (53)点	適応性	2
2			事業を市が行う必要があるか。
有効性		2	事業の目的に照らして効果的な手法か。
		2	施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか。
D  (53)点	目標 達成度	3	目標の水準は適切か。
		2	計画どおりに目的を達成できたか。
	経済性 効率性	2	コストは縮減しているか。
		2	事務は効率的に行われているか。

事業の概要 (目的,内容等)	<p><b>【目的】</b> 青少年問題の重要性にかんがみ，広く市民の総意を結集し，市青少年問題協議会と連絡をとりながら，県の各種の青少年対策と呼応して，次代を担う青少年の健全育成を図る。</p> <p><b>【事業内容】</b></p> <p>(1) 市民会議運営事業 総会・各部会の開催，青少年育成団体・個人の表彰</p> <p>(2) 「郷土に学び育む青少年運動」普及啓発事業 あいさつ・声かけ運動やスマートフォン利用に関するの広報・チラシ配布</p> <p>(3) 社会環境の点検・浄化事業 市内一斉美化活動，有害図書自動販売機設置所の点検</p> <p>(4) 青少年指導員との連携事業 講演会の開催</p>
事業の実績 及び成果	令和元年度まで総会や講演会の実施，市内一斉美化活動等の事業をとおして一定の効果をあげてきた。

事業の課題等 取組の方向性	各団体からの参加者減少等を受け、総会の規模縮小等規約の一部改正を行った。新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止を余儀なくされ、以降構成団体それぞれの活動にとどまり市民会議として満足な活動を行えず今年度に至っている。 また、役員不在のため、令和3年度から総会等実施されていない現状にある。
------------------	---

※ 外部評価委員会委員による評価，意見

コロナ感染症の影響が大きく、事業そのものが動いていないようだが、市内一斉美化活動は毎年行われていることは有難い。美化活動の前に現場確認もしてはどうだろうか。美化活動は参加者と住民双方にとって気持ちの良いものであり、特にパンデミック以降、人々は一堂に集まって活動する機会が減少したなかで、単純ながら実施しやすいことは大きな利点だと思う。地域のつながりを維持する観点からも、美化活動を継続していくことが望ましい。これにより、地域全体が協力し合い、良い環境を築いていく姿勢が生まれ、コミュニティの強化にも寄与するのではないだろうか。

役員不足や活動が行えていないことは次年度への大きな課題。この事業の目的「次代を担う青少年の健全育成を図る」には、今後、どのようにすればよいか考えて、単にこれまでの事業を継続するのではなく、もっと事業に関わる人達が楽しめる活動にする等、新しい事業内容を考える時期だと思う。

※ 教育委員会委員による評価

市内一斉美化活動について、広報しながら実際の活動状況の現状を把握する必要があると思う。各種青少年（育成）団体の組織が弱体化し、活動が停滞している現状を打破するためにも、生涯学習課の果たす役割は非常に大きいと思われる。コロナ禍で事業中止に至ったとしても、社会教育の原点というべき青少年の健全育成を図っていくためには、予算の拡充を図るとともに、今こそ各種団体や地域と積極的に関わって指導力を発揮してほしい。伝統ある事業であるが、認知度は薄れてきていると感じる。これまでの活動が、本当に事業目的を達成するために有効であったか、今一度検討が必要と考える。事業の見直しを図り、より効率的な活動形態を検討したい。

資料1 点検・評価に係る経過

令和5年

11月20日 第1回曾於市教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員会

- (1) 委嘱状交付
- (2) 委員長・副委員長互選
- (3) 令和5年度外部評価選定事業について
  - ア 教育総務課：岩川小学校改築事業
  - イ 学校教育課：教育相談員配置事業
  - ウ 生涯学習課：曾於市青少年育成市民会議事業
- (4) 今後のスケジュール及び次回会について

12月4日 第2回曾於市教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員会

- (1) 岩川小学校改築事業（現場視察）
- (2) 教育相談員配置事業（現場視察）

令和6年

1月29日 第3回曾於市教育委員会の権限に属する事務の外部評価委員会

- (1) 3事業について協議

6月11日 令和6年第6回（6月）定例教育委員会

- (1) 議案「教育委員会に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について」

6月下旬 公表

## 資料 2

### 曾於市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価の実施に関する規則

平成21年 6 月 1 日  
教育委員会規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づく曾於市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）を実施することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすため、その実施に関し基本的事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第 2 条 点検及び評価の対象は、曾於市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）に掲げられた施策及び施策を構成する事業（以下「施策等」という。）であって、教育長が定めるものとする。

(点検及び評価の時点)

第 3 条 点検及び評価は、当該年度の施策等の進捗状況を総括するとともに、課題又は今後の取組みの方向性を示すものとして当該年度終了後速やかに実施するものとする。

(点検及び評価の主体)

第 4 条 点検及び評価の対象となる施策等を担当する主務課長（以下単に「主務課長」という。）は、当該施策等を企画立案し、及び遂行する立場から、評価対象の施策等について自ら点検及び評価を行うものとする。

(点検及び評価の視点)

第 5 条 点検及び評価は、次の視点を基本として行う。

- (1) 市民等の視点 市民やサービスの受け手のニーズを的確に把握し、迅速に対応しているか。
- (2) コスト削減の視点 全体経費を把握し、効率的・効果的な執行が図られているか。
- (3) 職場活性化の視点 仕事を客観的に見つめ直し、コスト意識やサービス精神の改善が図られているか。

(点検及び評価の手法)

第 6 条 点検及び評価に当たっては、できる限り具体的な指標を用いるものとする。

(点検・評価シート)

第 7 条 点検及び評価は、点検・評価シート（様式第 1 号）により行うものとする。

(実施手続)

第8条 主務課長は、点検・評価シートをとりまとめ、教育委員会総務課長に提出するものとする。

(実施方針)

第9条 教育長は、事務の点検及び評価の計画的かつ着実な推進を図るため、事務の点検及び評価に関する実施方針を定めなければならない。

2 実施方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 事務の点検及び評価の実施に関する基本的な方針
- (2) 事務の点検及び評価の対象に関する事項
- (3) 事務の点検及び評価の視点に関する事項
- (4) 事務の点検及び評価の方法に関する事項
- (5) その他事務の点検及び評価の実施に関し必要な事項

(意見の聴取)

第10条 教育委員会は、点検及び評価について客観性及び公平性を確保するため、学識経験者等第三者による組織（以下「第三者機関」という。）を設置し、第8条の規定により提出された点検・評価シートに対し意見を聴取するものとする。この場合において、第三者機関は、必要に応じ主務課に対しヒアリングを実施することができる。

(教育委員会への付議等)

第11条 教育長は、提出された点検・評価シート及び第三者機関の意見を基に点検・評価報告書（様式第2号）の案を作成し、教育委員会の会議（以下「会議」という。）に付議するものとする。

2 教育委員は、前項の点検・評価報告書に基づき、会議において最終的な点検及び評価を行うものとする。

(市議会への提出及び公表)

第12条 教育長は、会議で議決された点検・評価報告書を、毎年6月に市議会へ提出するものとする。

2 前項の提出の後に、市のホームページ及び広報誌に掲載するなど市民が容易に情報を入手できる方法で公表するものとする。

(点検及び評価結果の反映)

第13条 主務課長は、点検及び評価の結果を踏まえて、基本計画の推進、予算要求等を行うものとする。

(その他)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定にかかわらず，曾於市教育振興基本計画が策定されるまでの間は，同条中「曾於市教育振興基本計画」とあるのは「曾於市教育行政要覧」と読み替えるものとする。